2009~2010年 40th

横浜緑ロータリークラブ　活動計画書

平成21年～平成22年度

THE FUTURE OF ROTARY
IS IN YOUR HANDS

2009～2010年度国際ロータリー会長

ジョン・ケニー　John Kenny

第2590地区ガバナー　野坂　　定

横浜緑ロータリークラブ　会長　河原 裕典

2009~2010年

横浜緑ロータリークラブ　活動計画書

平成21年～平成22年度

THE FUTURE OF ROTARY
IS IN YOUR HANDS

ロータリーの未来は
あなたの手の中に

2009～2010年度国際ロータリー会長

ジョン・ケニー　John Kenny

第2590地区ガバナー　野坂　　定

横浜緑ロータリークラブ　会長　河原 裕典

2009～2010年度横浜緑ロータリークラブ活動計画書
目　　次

委　員　会　名	Page
横浜緑ロータリークラブ組織表	1
会長	2
幹事	
クラブ概況報告	4
活動計画	8
S.A.A.	9
会計	
2009～2010年度予算表	10
クラブ管理・運営委員会	
クラブ管理・運営委員会	12
出席委員会	13
職業分類委員会	13
充填・未充填職業分類表	14
職業分類RI登録状況表	19
親睦活動委員会	26
雑誌委員会	27
クラブ会報委員会	27
会員選考委員会	28
会員増強委員会	28
プログラム委員会	29
年間プログラム表	30
ロータリー情報委員会	32
広報委員会	33
クラブIT推進委員会	33
職業奉仕委員会	
職業奉仕委員会	34
社会奉仕委員会	
社会奉仕委員会	35
環境保全委員会	36
新世代育成委員会	36
インターアクト委員会	37
国際奉仕委員会	
国際奉仕委員会	38
ロータリー財団委員会	39
米山奨学委員会	39
標準ロータリークラブ定款	40
横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則	45
横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程	60
国際ロータリー職業コード表	62
奉仕に向けて42名の顔	64

横浜緑ロータリークラブ組織表

2009～2010年度(平成21～22年度)

1. 理　　事　＊濱田　茂　　＊高嶋　淳二　　＊田中　孝　　＊加藤　海士郎

2. 役　　員（*印：理事会）

会　長	＊河原　裕典	副会長	＊餅田　実(会長エレクト･会計監査)
		副会長	＊河渕　雄(会計監査)
幹　事	＊若山　誉	副幹事	下中　英輝
S.A.A	＊露木　健造	副 S.A.A	齋藤　好貴　竹内　建
会　計	＊天野　正昭	副会計	清水　裕之

3. 委　員　会（◎印：委員長　○印：副委員長　・印：委員）

(A) クラブ奉仕委員会　◎濱田　茂(担当理事)
○小泉　豊　・齊藤　清紀　・大地　哲郎　・藤津　均
・鶴岡　武　・北原　弘文　・長根　信康　・田畑　勲
・齋藤　好貴　・大野　富生　・高橋　正治

1. 出席委員会	◎齊藤　清紀	○代々木　和男	・清水　裕之	
2. 職業分類委員会	◎大地　哲郎	○森　宏	・森　一誠	
3. 親睦活動委員会	◎小泉　豊	○下中　英輝	・武藤　泰典	・北原　弘文
	・長根　信康	・加藤　海士郎	・岡部　忠仁	・竹内　建
	・髙野　久	・荒井　ゆかり	・前迫　静美	・西田　靖
4. 雑誌委員会	◎田畑　勲	○髙野　久	・清水　裕之	
5. クラブ会報委員会	◎齋藤　好貴	○北原　弘文	・竹内　建	
6. 会員選考委員会	◎藤津　均	○脇田　幸一	・岡本　健	
7. 会員増強委員会	◎北原　弘文	○山下　栄蔵	・齊藤　清紀	
8. プログラム委員会	◎清水　裕之	○天野　正昭	・露木　健造	
9. ロータリー情報委員会	◎長根　信康	○村松　勇治	・遠藤　一典	
10. 広報委員会	◎鶴岡　武	○森　一誠	・代々木　和男	・土志田　猛
11. クラブIT推進委員会	◎大野　富生	○岡部　忠仁	・荒井　ゆかり	

(B) 職業奉仕委員会　◎高嶋　淳二(担当理事)
○大野　富生　・土志田　猛　・岡本　健　・山下　栄蔵

(C) 社会奉仕委員会　◎田中　孝(担当理事)
○下中　英輝　・石川 輝久　・江田　憲司

1. 環境保全委員会	◎下中　英輝	○髙橋　正治	・森　宏
2. 新世代育成委員会	◎岡部　忠仁	○石川　輝久	・村松　勇治
3. インターアクト委員会	◎岡部　忠仁	○江田　憲司	・土志田　猛

(D) 国際奉仕委員会　◎加藤　海士郎(担当理事)
○武藤　泰典　・加藤　喜夫

1. ロータリー財団委員会	◎武藤　泰典	○遠藤　一典	・長根　信康
2. 米山奨学委員会	◎加藤　喜夫	○石川　輝久	・岡本　健

4. 第2590地区 役員･委員

地区国際親善奨学金･学友委員会	鶴岡　武
地区職業奉仕委員会	濱田　茂

5. 事　務　局　　谷口 和加子

活　動　計　画　書

会　長　河原　裕典

今年度、会長を仰せつかって居ります、河原です。
御指導、御協力を宜しくお願い申し上げます。

来年度　ジョン・ケニーＲＩ会長テーマ
The future of Rotary is in your hands
ロータリーの未来はあなたの手の中に

1、ＲＩ会長方針

(1)　ポリオを撲滅する
(2)　ロータリーに対する内外の認識と公共イメージを高める
(3)　他者に奉仕するロータリーの能力の増大を図る
(4)　質的にも量的にも会員組織を世界的に拡大する
(5)　ロータリー独特の職業奉仕への取り組みを強調する
(6)　国際ロータリー内の指導的才能を最大限に活用し、育成する
(7)　組織全体を通じて継続性と一貫性を保つために長期計画の平順を完全に実施する

2、2009-10年度地区方針

野坂定第2590地区ガバナー

(1)　「ロータリーの網領」を再認識し、誇りと喜びと感謝を持ってロータリアンとしての責務を遂行しましょう。
(2)　ＲＩの最優先事項「ポリオ撲滅」、及びＲＩの強調事項「水、保健と飢餓救済、識字率向上」を強力に推進しましょう。
(3)　クラブ主導、地区支援を基調とし、四大奉仕部門に沿ってクラブの活性化を図り例会を充実させ、出席率を高めましょう。
(4)　ロータリー独特の職業奉仕を再認識し、その活動に積極的に取り組みましょう。
(5)　平和国家日本の推進に欠くことのできない近隣諸国との相互理解、友好親善を深めるため、ロータリー財団、米山記念奨学会、世界社会奉仕活動などあらゆる機会を通して一層貢献していきましょう。
(6)　各クラブ、会員１名以上の純増をお願いします。
(7)　ロータリー財団への寄付は、会員１名当たり年次寄付120ドル及び、各クラブでベネファクターを２名以上お願いします。

(8)　米山記念奨学会への寄付は、会員 1 名当たり普通寄付 5.000 円、特別寄付 20.000 円、計 25.000 円を目標します。

(9)　「ロータリーの未来はあなたの手の中に」
100 年に一度という不況の嵐が吹く中、まず会員基盤を維持拡大することが大事です。ロータリーの原点に立ち返り、足元を固めましょう。

2、横浜緑ロータリークラブの方針

今期創立 40 周年を迎える横浜緑ロータリークラブの伝統を守り、積極的なロータリー活動の展開を図り、ＲＩ会長方針並びに地区ガバナー方針に沿うような奉仕活動を行います。

(1)　ロータリーの網領を認識し、ロータリアン同士お互いの職業を理解し可能な範囲で協力し合うようにする。

(2)　ＲＩ会長賞資格獲得を目指す。

(3)　会員、家族の皆様に奉仕活動、親睦活動等を積極的に参加して、頂けるようする。

(4)　会員増強については純増 5 名以上を目標とする。

(5)　炉辺会合を実施し、新会員の皆さんとの親睦を計ります。

(6)　情報委員会、広報委員会活動を活発化し、地域へのロータリークラブＰＲに努める。

(7)　姉妹クラブ、友好クラブとの奉仕活動を含め交流を深める。

(8)　創立 40 周年記念事業を成功させる。

クラブ概況報告

幹　事：　若山　誉
副幹事：　下中英輝

クラブの概況

1．名称区域及び所在地

(1) 名　　称　　横浜緑ロータリークラブ

(2) 地　　域　　横浜市　緑区・青葉区・都筑区

	総人口	世帯数	
緑　区	175,892	71,033	［平成 21 年 6 月 1 日現在］
青葉区	302,267	119,897	［平成 21 年 6 月 1 日現在］
都筑区	197,576	74,726	［平成 21 年 6 月 1 日現在］
地域合計	675,735	265,656	横浜市:「横浜市人口ニュース(推計)」より

(3) 事　務　局　　〒226-0013 横浜市緑区寺山町89 スクエア21
TEL：045-933-1651　FAX：045-933-2027
Email：rcmidori@j00.itscom.net
URL(Web)：http://home.p01.itscom.net/rcmidori

(4) 例　会　場　　〒227-0062 横浜市青葉区青葉台1-5-8　青葉台フォーラム
TEL：045-985-2109　FAX：985-2108
URL(Web)：http://www.tokyu-com.co.jp/aobadai/index.html

(5) 例会日時　　毎週水曜日　12時30分～13時30分

2．創立

1970(昭和45)年 2月28日　創立総会(スポンサー・クラブ 横浜港北RC)
1970(昭和45)年 3月11日　RI正式加盟承認　特別代表 山崎 卯一
1970(昭和45)年12月13日　RI加盟　認証状伝達式
4クラブ合同(横浜港南・横浜瀬谷・横浜緑・横浜旭) 於:横浜文化体育館

付記
所属地区は、当初第359地区。1974(昭和49)年7月、第359地区より山梨県・静岡県を区域とする第362地区が分割され、当地区は神奈川1県となりました。
1977(昭和52)年7月よりRIの地区変更により、第259地区となりました。
1991(平成3)年7月よりRIの地区変更により、第2590地区となりました。

☆ チャーターメンバー(24名)

秋田　茂	1980(昭55).02.20	退会	浜田　淳太郎	1973(昭48).01.31	退会
石川　治道	1977(昭52).06.30	退会	細辻　文次	1972(昭47).06.28	退会
岩崎　薫正	1982(昭57).06.30	退会	岩本　正三	1988(昭63).07.08	退会
小林　安雄	1995(平07).06.30	退会	松田　三郎	1972(昭47).06.07	退会
小峰　政博	1973(昭48).10.20	退会 相模原南RCへ	三橋　英一	1992(平04).03.21	死去
中山　恒三郎	1985(昭60).04.24	退会	名倉　健二	1998(平10).12.30	名誉会員死去
柴田　清	1973(昭48).04.04	退会	岡本　健		
鈴木　憲一	1979(昭54).09.01	死去	志田　宝	1972(昭47).01.29	退会
土志田　昭吉	1979(昭54).08.29	退会	高橋　正文	1975(昭50).06.26	退会
足立　英一	1971(昭46).09.01	退会	富永　力	1989(平01).12.30	退会
麻生　和衛	1979(昭54).12.26	退会	鵜川　昇	2007(平19).11.28	死去
藤森　茂	1972(昭47).04.05	退会	吉田　晴太郎	1973(昭48).05.02	退会

3. 歴代会長・幹事 及び 会員数、出席率

年　度	会　長	幹　事	就任時在籍会員数	年間平均出席率	備　考
創立時～1970(昭和45)	石川　治道	柴田　清	24名	92.86%	設立から6月迄
1970(昭和45)～1971(昭和46)	石川　治道	柴田　清	24名	98.58%	
1971(昭和46)～1972(昭和47)	秋田　茂	三澤　君夫	41名	98.09%	
1972(昭和47)～1973(昭和48)	小林　安雄	高橋　正文	40名	94.09%	
1973(昭和48)～1974(昭和49)	加藤　雅光	名倉　健二	37名	98.40%	
1974(昭和49)～1975(昭和50)	名倉　健二	武藤　松	39名	97.67%	
1975(昭和50)～1976(昭和51)	鵜川　昇	山下　栄藏	42名	97.38%	
1976(昭和51)～1977(昭和52)	中山　恒三郎	岩沢　幸男	47名	98.60%	
1977(昭和52)～1978(昭和53)	三澤　君夫	岡本　健	48名	98.82%	
1978(昭和53)～1979(昭和54)	森　善助	濱田　勝弥	47名	98.67%	
1979(昭和54)～1980(昭和55)	山下　栄藏	戸田　裕也	50名	98.74%	
1980(昭和55)～1981(昭和56)	岡本　健	代々木　和男	45名	99.33%	
1981(昭和56)～1982(昭和57)	岩沢　幸男	中林　靖	50名	99.18%	
1982(昭和57)～1983(昭和58)	田辺　政雄	内野　晃	48名	99.11%	
1983(昭和58)～1984(昭和59)	武藤　松	渡辺　武	50名	97.86%	
1984(昭和59)～1985(昭和60)	戸田　裕也	寺崎　誠三	45名	96.31%	
1985(昭和60)～1986(昭和61)	田沼　文衛	岩岡　正	45名	96.27%	
1986(昭和61)～1987(昭和62)	中林　靖	赤柄　忠昭	50名	97.83%	
1987(昭和62)～1988(昭和63)	内野　晃	藪島　五郎	51名	96.96%	
1988(昭和63)～1989(平成1)	代々木　和男	遠藤　真作	53名	95.65%	
1989(平成1)～1990(平成2)	藪島　五郎	幸内　伸雄	47名	94.68%	
1990(平成2)～1991(平成3)	近藤　襄	渡辺　宏未	50名	94.50%	
1991(平成3)～1992(平成4)	幸内　伸雄	横井　好明	51名	91.92%	
1992(平成4)～1993(平成5)	遠藤　真作	日高　信良	46名	91.91%	
1993(平成5)～1994(平成6)	横井　好明	遠藤　一典	45名	92.46%	
1994(平成6)～1995(平成7)	渡辺　宏未 (横井　好明)	井上　周輔	47名	93.81%	
1995(平成7)～1996(平成8)	中林　靖	脇田　幸	43名	92.70%	

1996(平成8) ～1997(平成9)	小林　新一	金子　朝夫	43名	95.30%	
1997(平成9) ～1998(平成10)	遠藤　一典	森　宏	43名	95.40%	
1998(平成10) ～1999(平成11)	脇田　幸一	市瀬　栄一	48名	93.00%	
1999(平成11) ～2000(平成12)	森　宏	須藤　保夫	39名	92.60%	
2000(平成12) ～2001(平成13)	藤津　均	村松　勇治	38名	92.60%	
2001(平成13) ～2002(平成14)	加藤　喜夫	森　一誠	38名	86.70%	
2002(平成14) ～2003(平成15)	市瀬　栄一	鶴岡　武	36名	95.00%	
2003(平成15) ～2004(平成16)	森　一誠	齊藤　清紀	36名	88.80%	
2004(平成16) ～2005(平成17)	村松　勇治	武藤　泰典	38名	87.40%	
2005(平成17) ～2006(平成18)	鶴岡　武	河渕　雄	35名	90.40%	
2006(平成18) ～2007(平成19)	齊藤　清紀	北原　弘文	34名	集計中	
2007(平成19) ～2008(平成20)	大地　哲郎	長根　信康	34名		
2008(平成20) ～2009(平成21)	河渕　雄	濱田　茂	40名		
2009(平成21) ～2010(平成22)	河原　裕典	若山　誉	42名		前年度末現在

4. 会員［2009(平成21)年6月30日 現在］

(1) 会員の種類

正　会　員　42名
内チャーターメンバー　1名

(2) 年令構成

30才～39才	1名	40才～49才	13名	50才～59才	11名
60才～69才	7名	70才～79才	7名	80才以上	3名
最高齢	85才	最年少	38才	平均年令	58才

5. 行事及び諸会合予定

別紙プログラム添付

6．今期までの主なる歩み

	内　　容	年　月　日	会　　長	幹　　事	実行委員長等
1	チャーターナイト	1970(昭45).12.13	石川　治道	柴田　清	(特別代表) 山崎　卯一
2	インターアクトクラブ設立	1977(昭52).11.23 桐蔭学園	三澤　君夫	岡本　健	桐蔭学園高校 インターアクトクラブ
3	10　周　年　記　念	1980(昭55).03.22	山下　栄蔵	戸田　裕也	三澤　君夫
4	ローターアクトクラブ設立	1980(昭55).11.23 桐蔭学園	岡本　健	代々木　和男	桐蔭学園高専 ローターアクトクラブ
5	20　周　年　記　念	1989(平01).04.01	代々木　和男	遠藤　真作	鵜川　昇
6	ガバナー出身	1990(平02).07.01 1991(平03).06.30	鵜川　昇　会員		
7	拡大実験(創立総会)	1978(昭53).05.25 三井銀行青葉台支店	三澤　君夫	岡本　健	横浜田園RC 加藤　雅光
8	拡大実験(創立総会)	1984(昭59).03.27 和光証券	武藤　松一	渡辺　武	横浜たまRC 中山　恒三郎
9	拡大実験(創立総会)	1991(平03).05.28 新横浜国際ホテル	近藤　襄	渡辺　宏未	新横浜RC 近藤　襄
10	30　周　年　記　念	2000(平12).04.01 新横浜国際ホテル	森　宏	須藤　保夫	山下　栄蔵
11	第4・5グループ I.M	2006(平18).01.29 桐蔭学園	鶴岡　武	河渕　雄	遠藤　一典

活 動 計 画 書

幹　事　若山　　誉
副幹事　下中　英輝

横浜緑ロータリークラブのひとつの節目である40周年を迎える年度に幹事の職責を拝命し感謝しております。幹事とはクラブの事務局長であると認識を持っております。クラブ活動が円滑に進むよう努力をしていく所存でございます。加えて過去の会長・幹事が紡いできたクラブの歴史を踏襲しつつ、河原年度のエッセンスを入れる補佐役として確かな未来につなげていければと考えております。

クラブ幹事の重要な役割は、クラブが効果的に機能するよう援助することです。RI 理事会は、効果的なクラブを次のようなものとして特定しました。

* 会員基盤を維持、増強することができる。
* 地元社会ならびに他の国々の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施し、成功させることができる。
* プログラムへの参加ならびに財政面での貢献を通じて、ロータリー財団を支援することができる。
* クラブ・レベルを超えてロータリーで奉仕できる指導者を育成することができる。

横浜緑ロータリーがさらなる効果的なクラブになるように盛り立てていきたいと存じます。

2009-2010 のテーマである「ロータリーの未来はあなたの手の中に」を実践できるように河原会長を補佐しつつ、下中副幹事、理事、役員そして会員の皆様と手を携えてロータリアンとしての倫理的行動の規範を示し、奉仕を提供していきます。会員の皆様のご協力が不可欠です。よろしく篤くご支援のほどお願いいたします。

Ｓ・Ａ・Ａ　活動計画書

委 員 長　　露木　健造
副ＳＡＡ　　齋藤　好貴
副ＳＡＡ　　竹内　　建

例会は横浜緑ＲＣの伝統と格式を尊重して品位のある例会運営を目指します。
運営は会長方針に則り、幹事及びプログラム委員長等と連携を密にし時間内に収まる様、効率的な進行に努めます。

1. 着席はパスト会長及び出席免除者は自由席とし、その他の会員は従来通り、テーブル札を引いてご着席ください。会員相互のコミュニケーションの場つくりを目的とします。
2. ゲスト・ビジターが楽しく過ごせる様会場の雰囲気造りに努めます。

以上会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

2009～2010年度　予算表

（平成21年7月～平成22年6月）

会　計 天野　正昭
副会計 清水　裕之

Ⅰ．一般会計

［収入の部］

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
年会費	12,600,000	12,000,000	600,000	300,000×42名×100.0%
中途入会者年会費	750,000	600,000	150,000	300,000×5名×100.0%×50.0%
入会金	500,000	400,000	100,000	100,000×5名×100.0%
ビジター登録料	100,000	100,000	0	
雑収入	50,000	50,000	0	
前期繰越金		0	0	
収入合計	14,000,000	13,150,000	850,000	

［支出の部］

科目			予算額	前年度予算額	増減	備考
本部関係	人頭分担金		231,000	220,000	11,000	5,500×42名×100.0%
	地区分担金		1,092,000	1,040,000	52,000	26,000×42名×100.0%
	地区大会分担金		168,000	160,000	8,000	4,000×42名×100.0%
	地区大会登録料		630,000	600,000	30,000	15,000×42名×100.0%
	I・M		420,000	400,000	20,000	10,000×42名×100.0%
	地区協議会		324,000	300,000	24,000	12,000×27名×100.0%
	米山奨学金		210,000	200,000	10,000	5,000×42名×100.0%
	小計		3,075,000	2,920,000	155,000	
総務関係	例会費		3,010,000	3,010,000	0	例会数 43回
	記念品費		336,000	320,000	16,000	8,000×42名×100.0%(本人・配偶者誕生日用)
	通信費		200,000	200,000	0	
	事務用品費		150,000	150,000	0	(消耗品費)
	印刷費		400,000	400,000	0	
	リース費用		220,000	220,000	0	
	事務委託費		1,960,000	1,960,000	0	委託費1,660千円・交通費300千円
	備品費		50,000	50,000	0	
	交際費		200,000	200,000	0	
	雑誌文献費		168,000	160,000	8,000	4,000×42名×100.0%
	慶弔費		100,000	100,000	0	
	事務局地代家賃		720,000	720,000	0	60,000×12ヶ月
	保守・修繕費		10,000	10,000	0	
	特別積立金		1,500,000	1,000,000	500,000	40周年記念積立
	小計		9,024,000	8,500,000	524,000	
委員会関係	クラブ管理運営		1,835,000	1,685,000	150,000	
		出席	(5,000)	(5,000)	0	
		職業分類	(5,000)	(5,000)	0	
		親睦	(650,000)	(500,000)	150,000	
		雑誌	(5,000)	(5,000)	0	
		会報	(720,000)	(720,000)	0	毎月6万円×12ヶ月
		会員選考	(5,000)	(5,000)	0	
		会員増強	(5,000)	(5,000)	0	
		プログラム	(50,000)	(50,000)	0	
		R情報	(5,000)	(5,000)	0	
		S.A.A	(5,000)	(5,000)	0	
		広報	(80,000)	(80,000)	0	
		クラブIT推進	(200,000)	(200,000)	0	HP更新料
		予備費	(100,000)	(100,000)	0	
	小計		1,835,000	1,685,000	150,000	
予備費			0	0	0	
支出合計			13,934,000	13,105,000	829,000	
次期繰越金			66,000	45,000	21,000	

記念品（スマイル）

会員誕生日　3,000 円以上
配偶者誕生日　5,000 円以上

一人 8,000 円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
スマイル	1,500,000	1,000,000	500,000	
前期繰越金	0	0	0	
収入合計	1,500,000	1,000,000	500,000	

[支 出 の 部]

科目			予算額	前年度予算額	増減	備考
奉仕関係	職業奉仕		200,000	100,000	100,000	
	社会奉仕		900,000	500,000	400,000	
		社会奉仕	(500,000)	(350,000)	(150,000)	
		環境保全	(50,000)	(50,000)	0	
		新世代育成	(250,000)	(50,000)	(200,000)	
		インターアクト	(100,000)	(50,000)	(50,000)	
	国際奉仕		330,000	330,000	0	
		国際奉仕	(200,000)	(200,000)	0	内、10万円は香港南RCへの寄付
		ロータリー財団	(50,000)	(50,000)	0	
		米山奨学	(80,000)	(80,000)	0	
		(ポリオプラス)	(0)	(0)	0	
	小計		1,430,000	930,000	500,000	
予備費					0	
支出合計			1,430,000	930,000	0	
次期繰越金			70,000	70,000	0	

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
米山奨学生助成金	1,680,000	0	1,680,000	
青少年交換留学生助成金	0	0	0	
前期繰越金	0	0	0	
収入合計	1,680,000	0	1,680,000	

[支 出 の 部]

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
米山奨学生授業料	1,680,000	0	1,680,000	
青少年交換留学生授業料他	0	0	0	
予備費	0	0	0	
支出合計	1,680,000	0	1,680,000	
次期繰越金	0	0	0	

科目		期首残高	期末残高	増減	備考
現金・預金	現金	0	0	0	
	一般会計通帳	0	0	0	
	スマイル用通帳	0	0	0	
	預り金用通帳	0	0	0	
	米山奨学用通帳	0	0	0	
	小計	0	0	0	

前期繰越金合計		
次期繰越金合計		

クラブ管理・運営委員会

クラブ奉仕委員会活動計画書

委員長　濱田　茂
副委員長　小泉　豊
委　員　齊藤　清紀
委　員　大地　哲郎
委　員　藤津　均
委　員　鶴岡　武
委　員　北原　弘文
委　員　長根　信康
委　員　田畑　勲
委　員　齋藤　好貴
委　員　大野　富生
委　員　髙橋　正治

クラブを円滑に機能させ、運営をしていくためには、11 の委員会の活発な活動が必要です。各委員長様には、自発的に積極的に動いて頂く事が肝要です。出席をし、親睦を深め合う事によって、更なる有意義な奉仕活動が出来るものと確信しております。奉仕の精神に則り、より魅力的なクラブにするためにも皆様のご協力の程宜しくお願い申し上げます。

出席委員会活動計画書

委 員 長　　齊藤　　清紀
副委員長　　代々木　和男
委　　員　　清水　　裕之

ロータリー活動の基本は例会への出席であり、それがロータリーの目的のひとつでもあります。また、出席は会員としての最小限の奉仕です。出席なくしてはロータリーの目的は達せられず、ロータリアンではありません。それは出席によってはじめて親睦が得られ、奉仕の理想が高められるからです。その出席時間は所定の60%以上を要します。

ホームクラブに出席できない場合には、出席補填（メークアップ）制度をフル活用し、メークアップの利点でもある他クラブの会員との交流に役立たせていただきたいと思います。

計画的にスケジュールを調整していただき、出席率を向上させていきましょう。本年度は、クラブ創立40周年を迎えます。出席率の目標を90%以上に掲げておりますので、会員のご協力をお願いいたします。

各会員が例会はもちろんのこと、ロータリーの各行事に積極的に参加できるよう活動してまいります。

なお、例会を欠席される場合には、欠席届の提出をお願いいたします。

職業分類委員会活動計画書

委 員 長　　大地　哲郎
副委員長　　森　　弘
委　　員　　森　　一誠

1. 会員増強活動を活発に行い、職業未充填欄を一つでも埋めていく。
2. 国際ロータリーの職業分類には大分類に政府、中分類に国会議員、県会議員、市町村議会議員欄があるが当クラブの職業分類には未設定となっており今年度の課題としたい。
   （充填、未充填職業分類表は別掲）

充填·未充填職業分類表

RI職業コード分類（参考）	職業分類		会員名	役職
	関連	分類	勤務先	
計理及び金融業	（未設定）			
広告/広報関係	印刷及び広告	書籍販売		
		Book Distributin		
		総合広告代理		
		Advertising Agency		
		印刷		
		Printing		
		看板広告	高嶋 淳二	代表取締役
		Advertisting Service	横浜標識㈱	
農業、漁業、林業	農林及び園芸	農業		
		Agriculture		
	畜産	獣医		
		Veterinary Surgeon		
建築及びエンジニアリング	電気及び通信	電気設備		
		Electric Construction		
		情報通信		
		Information		
	電子機器	電子試験機	河渕 雄	代表取締役
		Electronic Tester	新電子工業㈱	
	建築材料及び室内装飾	粉体塗装		
		Resinate Coat		
		建築材料	代々木和男	代表取締役
		Building Material	㈲代々木商店	
		家具室内装飾	森 一誠	代表取締役
		Upholstering	㈲宮地	
アート及びデザイン	（未設定）			
銀行業及び管財	金融	都市銀行		
		City Banking		
		地方銀行	前迫 静美	支店長
		Local Banking	横浜銀行中山支店	
		信用金庫		
		Credit Banking		
		証券業	田畑 勲	支店長
		Securities	日興コーディアル証券㈱	
聖職及びその他宗教関係	宗教	仏教	齊藤 清紀	住職
		Buddhism	(宗)福聚院	
		神道		
		Shintoism		
コンピューター及び情報システム	（未設定）			

充填･未充填職業分類表

RI職業コード分類（参考）	職業分類		会員名	役職
	関連	分類	勤務先	
コミュニケーション／ニュース報道関	（未設定）			
地域及び社会サービス	冠婚葬祭業	葬祭業	下中 英輝	代表取締役
		Mortician	㈲FTS	
建設、修理及びメンテナンス	建設業	建設請負業		
		Generai Contracting		
		鉄道建設	森 宏	相談役
		Railroad Cnstruction	森建設㈱	
		設備工事	村松 勇治	代表取締役
		Equipment Construction	㈱ジェス	
		電気工事	岡部 忠仁	代表取締役
		Landscape Service	㈱日動電設	
		推進工事	長根 信康	代表取締役
		Watersupply＆Disposal Construction	㈱ナガネ	
		電気工事	岡部 忠仁	代表取締役
			㈱日動電設	
		水道営繕業	西田 靖	取締役
			㈲エース設備	
教育	教育	幼稚園		
		Kindaergarten		
		大学･高校･中学		
		University,High School,Junior High School		
		大学		
		College（Admistration Policy）		
		私塾		
		Praivate School		
娯楽及びスポーツ	（未設定）			
食品産業	食品及び嗜好品	レストラン		
		Resturant		
		菓子店		
		Cake Shop		
		酒店		
		Alcholic Store		
政府	（未設定）	国会議員	江田 憲司	国会議員
		県議会議員	石川 輝久	神奈川県議会議員
			神奈川県議会	
		市議会議員	高橋 正治	横浜市議会議員
			横浜市議会	

充填･未充填職業分類表

RI職業コード分類（参考）	職業分類		会員名	役職
	関連	分類	勤務先	
人事関係	（未設定）			
保険及び危機管理	保険	保険代理業	北原 弘文	ファイナンシャルプランナー
		Insurance Ageny	ソニー生命保険㈱	
		損害保険	小泉 豊	専務取締役
			㈲ライフクリエイト	
法律	ビジネスサービス	社会保険労務士	若山 誉	代表
		H. R. Consultant	若山社会保険労務士事務所	
		情報サービス		
		Information Services		
		弁護士		
		Lawyer		
		税理士	清水 裕之	代表社員
		Tax Service	税理士法人 あおい会計事務所	
		司法書士		
		Judiciary Scribner Service		
		地域工業団体	餅田 実	嘱託
		Industrial Service	㈳横浜北工業会	
		ビジネスサービス		
		Business Services		
管理	（未設定）			
製造	機械及び装置	送風機製造	武藤 泰典	代表取締役
		Blower Mfg	㈱武藤電機	
		建設機械	山下 栄蔵	代表取締役会長
		Construction Machinery	山下工業㈱	
		機械製造		
		Machine Mfg		
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役
		Nonferous Metals Refining	アジア物性材料㈱	
		銃器及び火薬	岡本 健	代表取締役
		Fire Arms	㈱ミロク精機製作所	
		保安機器･錠前	加藤 海士郎	代表取締役会長
		Security Apparatus	日本カバ㈱	
	鉄及び金属	板金工作		
		Sheet Metal Working		
		金型製造		
		Molds Mfg		
マーケティング及び販売	衣料	洋品店		
		Cotton Goods		
		洋服店		

充填・未充填職業分類表

RI職業コード分類（参考）	職業分類		会員名	役職
	関連	分類	勤務先	
		Clothing		
		呉服店		
		Japanese Cloth Shop		
	日用品	スーパー		
		Super Market		
		文房具		
		Stationery		
	自動車	自動車販売		
		Aoutomobile Dealers		
		自動車整備	露木 健造	代表取締役
		Aoutomobile Repairing	㈱霧が丘ガレージ	
	小売業	ゴルフ用品販売	高野 久	代表取締役
			㈱A-TOP	
医療及びヘルスケア	医術	内科医		
		Physician		
		外科医		
		Surgeon		
		小児科医		
		Pediatrist		
		産婦人科医	脇田 幸一	院長
		Obsterician and Gynecologist	ワキタ産婦人科医院	
		整形外科医		
		Orthopedic Surgeon		
		耳鼻咽喉科医		
		Ear Nose and Throat Doctor		
		眼科医	藤津 均	院長
		Ophtalmologist	フジ眼科・歯科クリニック	
		歯科医	加藤 喜夫	院長
		Dentist	「愛誠」歯科	
	施設及び病院	病院	大地 哲郎	副理事長
		Hospital	横浜新緑総合病院	
		病院	荒井ゆかり	理事長
		Hospital	医療法人社団 鴨居病院	
		専門病院		
		Specialty Hospital		
		薬局		
		Pharmacy		
		調剤薬局	大野 富生	代表取締役
			㈱さなえ	
軍役	（未設定）			

充填･未充填職業分類表

RI職業コード分類（参考）	職業分類		会員名	役職
	関連	分類	勤務先	
警察など	（未設定）			
不動産	不動産	不動産業	土志田 猛	代表取締役
		Real Eatate Agency	㈱岩本不動産商会	
		不動産賃貸	田中 孝	代表
		Real Eatate Renting	亀長	
		ビル賃貸	遠藤 一典	相談役
		Building Renting	㈲藤栄	
		土地賃貸	斎藤 好貴	代表取締役
		Proprietary Renting	㈱八廣	
科学、数学及び技術	（未設定）			
サービス産業	衛生	クリーニング店		
		Cleaning Shop		
	美容及び整形	理容	天野 正昭	代表取締役
		Barber	㈲企画室ゴン	
		美容院		
		Beauty Shop		
	その他サービス産業	高速料金立替事業、燃料事業	竹内 建	代表理事
			協同組合 ビジネスネット21	
	ホテル及び観光	ホテル	濱田 茂	代表取締役
		Hotel	㈱パストラール	
		旅行斡旋業		
		Tourist Agency		
	保安警備事業	警備保障		
		Security &Guard Service		
社会科学	（未設定）			
運輸	運輸及び倉庫業	運送業		
		Trucking Servicce		
		倉庫業		
		Storage		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	代表取締役
		Motor Freight Trensportation	㈱横浜ドリームライン	
その他	（未設定）			
		充填	40	
		未充填	44	

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

RI大分類	RI職業コード(中分類)	クラブ内職業分類 / クラブ内職業分類(英語表記)	会員名 / 勤務先	役職
計理及び金融業 [ACCOUNTING AND FINANCIAL SERVICES(01)]				
	01-01 公認会計士・個人業務 [CPA/Chartered Accountant - Private Practice]			
	01-02 公認会計士・企業/事業所内業務 [CPA/Chartered Accountant-Corporate/Business]			
		税理士	清水 裕之	代表社員
		Tax Service	税理士法人 あおい会計事務所	
	01-03 会計監査人 [Auditor]			
	01-04 予算アナリスト [Budget Analyst]			
	01-05 財務アナリスト [Financial Analyst]			
	01-06 株式仲買人/証券業 [Stock broker/trader]			
		証券業	田畑 勲	支店長
		Securities	日興コーディアル証券㈱	
	01-99 その他(計理及び金融業) [Other(ACCOUNTING AND FINANCIAL SERVICES)]			
広告/広報関係 [ADVERTISING/PUBLIC RELATIONS]				
	02-01 広告管理職 [Advertising Manager]			
	02-02 広報管理職 [Public Relations Manager]			
	02-03 コピーライター [Copywriter]			
	02-04 広報関係専門家 [Placement specialist]			
	02-99 その他(広告/広報関係) [Other(ADVERTISING/PUBLIC RELATIONS)]			
農業、漁業、林業 [AGRICULTURE,FISHING AND FORESTRY]				
	03-01 農業従事者/農場管理者 [Farmer/farm management]			
	03-02 漁業 [Fishing industry]			
	03-03 農林業 [Agroforestry]			
	03-04 森林保全 [Forest conservation]			
	03-99 その他(農業、漁業、林業) [Other(AGRICULTURE,FISHING AND FORESTRY)]			
建築及びエンジニアリング [ARCHITECTURE AND ENGINEERING]				
	04-01 建築 [Architects]			
		建築材料	代々木 和男	代表取締役
		Building Material	㈲代々木商店	
	04-02 造園 [Landscape Architect]			
	04-03 農業エンジニア [Agricultural Engineer]			
	04-04 航空宇宙エンジニア [Aerospace Engineer]			
	04-05 化学エンジニア [Chemical Engineer]			
		粉体塗装		
		Resinate Coat		
	04-06 土木エンジニア [Civil Engineer]			
	04-07 電気エンジニア [Electrical Engineer]			
		電子試験機	河渕 雄	会長
		Electronic Tester	新電子工業㈱	
	04-08 環境学エンジニア [Environmental Engineer]			
	04-09 生産管理エンジニア [Industrial Engineer]			
		建設機械	山下 栄藏	代表取締役会長
		Constraction Machinery	山下工業㈱	
	04-10 機械エンジニア [Mechanical Engineer]			
	04-11 鉱山工学エンジニア [Mining Engineer]			
	04-12 原子力エンジニア [Nuclear Engineer]			
	04-13 測量技師 [Surveyor]			
	04-99 その他(建築及びエンジニアリング) [Other(ARCHITECTURE AND ENGINEERING)]			

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

RI大分類	RI職業コード(中分類)	クラブ内職業分類	会員名	役職
		クラブ内職業分類(英語表記)	勤務先	
アート及びデザイン [ART AND DESIGN]				
	05-01 アート監督 [Art Director]			
	05-02 画家 [Painter]			
	05-03 彫刻家 [Sculptor]			
	05-04 陶芸家 [Ceramicist]			
	05-05 イラストレーター [Illustrator]			
	05-06 マルチ・メディア・アーティスト/アニメーション製作者 [Multi-media artist or animator]			
	05-07 コマーシャル及びインダストリアル・デザイン [Commercial and industrial design]			
	05-08 ファッション・デザイン [Fashion design]			
	05-09 フラワー・デザイン [Floral design]			
	05-10 グラフィック・デザイン [Graphic design]			
	05-11 インテリア・デザイン [Interior design]			
	05-99 その他(アート及びデザイン) [Other(ART AND DESIGN)]			
		看板広告	髙嶋 淳二	代表取締役
		Advertising Service	横浜標識㈱	
銀行業及び管財 [BANKING AND MONEY MANAGEMENT]				
	06-01 銀行業/銀行管理職 [Banker/bank manager]			
		地方銀行(金融業)	前迫 静美	支店長
		Local Banking	横浜銀行	
	06-02 投資アドバイザー [Investment advisor]			
	06-03 投資計画管理職 [Portfolio manager]			
	06-99 その他(銀行業及び管財) [Other(BANKING AND MONEY MANAGEMENT)]			
		地域工業団体	餅田 実	嘱託
		Industrial Service	㈳横浜北工業会	
聖職及びその他宗教関係 [CLERGY AND OTHER RELIGIOUS]				
	07-01 全宗教聖職者 [Clergy]			
		仏教	齊藤 清紀	住職
		Buddhism	(宗)福聚院	
	07-02 宗教教育者 [Religious Educators]			
	07-03 聖職者以外の宗教職 [Lay Religious professionals]			
	07-99 その他(聖職及びその他宗教関係) [Other(CLERGY AND OTHER RELIGIOUS)]			
コンピューター及び情報システム [COMPUTER AND INFORMATION SYSTEMS]				
	08-01 システム・アナリスト [Systems Analysts]			
	08-02 コンピューター・プログラマー [Computer Programmers]			
	08-03 コンピューター・ソフト・エンジニア [Computer software engineers]			
	08-04 コンピューター・ソフト支援専門職 [Computer support specialists]			
	08-99 その他 [Other(COMPUTER AND INFORMATION SYSTEMS)]			
		私塾(経営相談)		
		Praivate School		
コミュニケーション/ニュース報道関係 [COMMUNICATIONS/NEWS MEDIA]				
	09-01 通訳、翻訳者 [Interpreters and Translators]			
	09-02 カメラマン [Photographers]			
	09-03 著述家/作家 [Writer/Author]			
	09-04 編集者 [Editor]			
	09-05 報道記者/通信員 [Reporter/Correspondent]			
	09-99 その他(コミュニケーション/ニュース報道関係) [Other(COMMUNICATIONS/NEWS MEDIA)]			
地域及び社会サービス [COMMUNITY AND SOCIAL SERVICES]				

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

RI大分類	RI職業コード(中分類)	クラブ内職業分類 / クラブ内職業分類(英語表記)	会員名 / 勤務先	役職
	10-01 相談員 [Counselors]			
	10-02 ソーシャル・ワーカー [Social Workers]			
	10-99 その他(地域及び社会サービス) [Other(COMMUNITY AND SOCIAL SERVICES)]			
		葬祭業	下中 英輝	代表取締役
		Mortician	㈲FTS	
建設、修理及びメンテナンス [CONSTRUCTION,REPAIR AND MAINTENANCE]				
	11-01 建設請負 [Contractor]			
		鉄道建設	森 宏	相談役
		Railroad Construction	森建設㈱	
		推進工事	長根 信康	代表取締役
		Watersupply & Disposal Construction	㈱ナガネ	
	11-02 大工及び関連職 [Carpenter or related occupation]			
	11-03 配管工及び関連職 [Plumber or related occupation]			
		水道営繕業	西田 靖	取締役
			㈲エース設備	
	11-04 電気工及び関連職 [Electrician or related occupation]			
		設備工事	村松 勇治	代表取締役
		Equipment Construction	㈱ジェス	
		電気工事	岡部 忠仁	代表取締役
			㈱日動電設	
	11-99 その他(建設、修理及びメンテナンス) [Other(CONSTRUCTION,REPAIR AND MAINTENANCE)]			
教育 [EDUCATION]				
	12-01 事務職・大学、専門学校 [Administrator - Post-secondary]			
	12-02 事務職・中学、高校 [Administrator - Secondary]			
	12-03 事務職・小学校 [Administrator - Elementary]			
	12-04 事務職・幼稚園、保育所 [Administrator - Early Childhood]			
	12-05 教員-大学、専門学校 [Teacher -- Post-secondary]			
		大学(大学教授)	江田 憲司	教授
		College(Admistration Plicy)	桐蔭横浜大学(行政学)	
	12-06 教員-中学、高校 [Teacher -- Secondary]			
	12-07 教員・小学校 [Teacher - Elementary]			
	12-08 教員・幼稚園、保育所 [Teacher - Early Childhood]			
	12-09 教員-特殊教育 [Teacher -- Special Education]			
	12-10 カウンセラー [Counselor]			
	12-11 成人識字教育 [Adult Literacy]			
	12-12 教員補助 [Support staff]			
	12-13 訓練、能力開発専門家 [Training and Development Specialist]			
	12-99 その他(教育) [Other(EDUCATION)]			
		大学・高校・中学(高等学校)		
		University,High School,Junior High School		
娯楽及びスポーツ [ENTERTAINMENT AND SPORTS]				
	13-01 男優/女優 [Actor/Actress]			
	13-02 音楽家/歌手 [Musician/Singer]			
	13-03 ラジオ/テレビのアナウンサー [Radio/Television Announcer]			
	13-04 プロデューサー/監督 [Producer/Director]			
	13-05 舞踏家/振付け専門家 [Dancer/choreographer]			
	13-06 舞台マネージャー [Stage manager]			

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

RI大分類	RI職業コード(中分類)	クラブ内職業分類 クラブ内職業分類(英語表記)	会員名 勤務先	役職
	13-07 舞台セット・デザイナー [Set designer]			
	13-08 スポーツ選手 [Athlete]			
	13-09 コーチまたはスカウト [Coach or scout]			
	13-10 審判員その他のスポーツ関連役員 [Umpire,referee,Other sport official]			
	13-99 その他(娯楽及びスポーツ) [Other(ENTERTAINMENT AND SPORTS)]			
食品産業 [FOOD INDUSTRY]				
	14-01 レストラン経営者 [Restaurateur]			
	14-02 シェフ/調理師 [Chef/cook]			
	14-03 食品加工及び食品流通業 [Food processing and distribution professional]			
	14-99 その他(食品産業) [Other(FOOD INDUSTRY)]			
政府 [GOVERNMENT]				
	15-01 国家公務員/国会議員 [National/Federal Representative/Legislator]			
		国会議員	江田 憲司	国会議員
	15-02 地方公務員(県)/県議会議員 [State/Province Representative/Legislator]			
		県議会議員	石川 輝久	神奈川県議会議員
			神奈川県議会	
		警備保障		
		Security & Guad Service		
	15-03 市町村役所公務員/市町村議会議員 [Municipal/City Representative/Legislator]			
		市会議員	高橋 正治	横浜市会議員
			横浜市会	
	15-04 地域/都市計画統率者 [Community/Urban Planner]			
	15-05 郵便局長/郵便局員 [Postmaster/Postal Services]			
	15-06 国税庁税務関係職員、地方税務署税務関係職員 [Tax examiners,collectors and revenue agents]			
	15-99 その他(政府) [Other(GOVERNMENT)]			
人事関係 [HUMAN RESOURCES/PERSONNEL MANAGEMENT]				
	16-01 人事担当職員 [Human Resources professional]			
	16-02 労務専門家 [Labor Relations Specialist]			
		社会保険労務士	若山 誉	代表
		H.R.Consultant	若山社会保険労務士事務所	
	16-99 その他(人事関係) [Other(HUMAN RESOURCES/PERSONNEL MANAGEMENT)]			
保険及び危機管理 [INSURANCE AND RISK MANAGEMENT]				
	17-01 保険会社管理職 [Insurance company manager]			
	17-02 保険代理店 [Insurance broker]			
		損害保険	小泉 豊	専務取締役
			(有)ライフクリエイト	
	17-03 保険業者 [Insurance underwriter]			
		保険代理業(保険代理店)	北原 弘文	ファイナンシャルプランナー
		Insurance Agency	ソニー生命保険(株)	
	17-04 危機管理専門家 [Professional Risk Manager]			
	17-99 その他 [Other(INSURANCE AND RISK MANAGEMENT)]			
法律 [LEGAL]				
	18-01 弁護士 [Lawyer/Barrister/Solicitor]			
	18-02 裁判官 [Judge/Magistrate]			
	18-03 調停員 [Arbitrator,Mediator or Conciliator]			
	18-04 司法書士又はそれに準ずる [Paralegal or other support]			

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

RI大分類				
	RI職業コード(中分類)			
		クラブ内職業分類	会　員　名	役　職
		クラブ内職業分類(英語表記)	勤　務　先	
		ビジネスサービス		
		Business Services		
	18-99. その他(法律) [Other(LEGAL)]			
管理 [MANAGEMENT AND ADMINISTRATION]				
	19-01 会議立案調整担当 [Meeting or Convention Planner]			
	19-02 非政府組織/団体管理職 [Non-Governmental Organization/Association manager]			
	19-99 その他(管理) [Other(MANAGEMENT AND ADMINISTRATION)]			
製造 [MANUFACTURING]				
	20-01 企業重役以上 [Corporate executive]			
		銃器及び火薬(銃器製造)	岡本 健	代表取締役
		Fire Arms	㈱ミロク精機製作所	
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役
		Nonferous Metals Refining	アジア物性材料㈱	
		送風機製造	武藤 泰典	代表取締役
		Blower Mfg	㈱武藤電機	
		保安機器・錠前(防犯商品製造)	加藤 海士郎	代表取締役会長
		Security Apparatus	日本カバ㈱	
	20-02 工場管理職 [Plant manager]			
	20-03 製造専門家 [Production specialist]			
	20-99 その他(製造) [Other(MANUFACTURING)]			
マーケティング及び販売 [MARKETING AND SALES]				
	21-01 マーケティング管理職 [Marketing manager]			
	21-02 小売業 [Retail sales professional]			
		家具室内装飾	森 一誠	代表取締役
		Upholstering	㈲宮地	
		ゴルフ用品販売	髙野　久	代表取締役
			㈱A－TOP	
	21-03 卸売り/企業営業 [Wholesale/corporate sales professional]			
	21-99 その他(マーケティング及び販売) [Other(MARKETING AND SALES)]			
医療/ヘルス・ケア [MEDICAL/HEALTH CARE]				
	22-01 管理職 [Administrator]			
		病院	大地 哲郎	副理事長
		Hospital	横浜新緑総合病院	
		病院	荒井ゆかり	理事長
		Hospital	医療法人社団　鴨居病院	
	22-02 歯科医 [Dentist]			
		歯科医	加藤 喜夫	院長
		Dentist	「愛誠」歯科	
	22-03 栄養士 [Dietitian]			
	22-04 救急医療士/パラメディック [Emergency Medical Technician/Paramedic]			
	22-05 疫学者 [Epidemiologist]			
	22-06 看護婦/看護士 [Nurse]			
	22-07 薬剤師 [Pharmacist]			
		調剤薬局	大野 富生	代表取締役
			㈱さなえ	

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

RI大分類	RI職業コード(中分類)	クラブ内職業分類 クラブ内職業分類(英語表記)	会員名 勤務先	役職
	22-08 医師/外科医 [Physician/Surgeon]			
		眼科医 Ophtalmologist	藤津 均 フジ眼科・歯科クリニック	院長
	22-09 心理学者 [Psychologist]			
	22-10 精神科医 [Psychiatrist]			
	22-11 セラピスト(機能訓練士、作業療法士、聴力訓練士 [Therapist,including physical,occupational,audiology]			
	22-12 視力検定医/眼鏡屋 [Optometrist/Optician]			
	22-13 獣医 [Veterinarian]			
	22-99 その他(医療/ヘルス・ケア) [Other(MEDICAL/HEALTH CARE)]			
		産婦人科医 Obsterician And Gynecologist	脇田 幸一 ワキタ産婦人科医院	院長
軍役(相当する自衛隊職を選ぶ) [MILITARY]				
	23-01 陸軍・現役 [Army - active]			
	23-02 陸軍・退役 [Army - retired]			
	23-03 海軍・現役 [Navy - active]			
	23-04 海軍-退役 [Navy - retired]			
	23-05 空軍・現役 [Air Force - active]			
	23-06 空軍-退役 [Air Force - retired]			
	23-99 その他(軍役(相当する自衛隊職を選ぶ)) [Other(MILITARY)]			
警察など [PROTECTIVE SERVICES]				
	24-01 警察 [Law Enforcement]			
	24-02 消防士 [Fire Fighter]			
	24-03 私立探偵/調査員 [Private Investigator]			
	24-99 その他(警察など) [Other(PROTECTIVE SERVICES)]			
不動産 [REAL ESTATE]				
	24-03 私立探偵/調査員 [Private Investigator]			
	25-02 不動産販売 [Real estate sales]			
		不動産賃貸(不動産貸付業) Real Estate Renting	田中 孝 亀長	代表
	25-03 不動産開発 [Real estate development]			
		不動産業 Real Estate Agency	土志田 猛 ㈱岩本不動産商会	代表取締役
	25-04 ビル管理 [Building management]			
		ビル賃貸 Building Renting	遠藤 一典 ㈲藤栄	相談役
	25-99 その他(不動産) [Other(REAL ESTATE)]			
		土地賃貸 Proprietary Renting	齋藤 好貴 ㈱八廣	代表取締役
科学、数学及び技術 [SCIENCE,MATH AND TECHNOLOGY]				
	26-01 アクチュアリー(保険計理人) [Actuary]			
	26-02 統計士 [Statistician]			
	26-03 数学者 [Mathematician]			
	26-04 天文学者 [Astronomer]			
	26-05 生物学者 [Biologist]			
	26-06 化学者 [Chemist]			

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

RI大分類	RI職業コード(中分類)	クラブ内職業分類 / クラブ内職業分類(英語表記)	会員名 / 勤務先	役職
	26-07 地理学者 [Geologist]			
	26-08 水文学者 [Hydrologist]			
	26-09 微生物学者 [Microbiologist]			
	26-99 その他(科学、数学及び技術) [Other(SCIENCE,MATH AND TECHNOLOGY)]			
サービス産業 [SERVICE INDUSTRIES]				
	27-01 ドライクリーナー [Dry Cleaner]			
	27-02 仕立業 [Tailor]			
	27-03 旅行代理業 [Travel Agent]			
	27-04 ホテル管理 [Hotel Management]			
		ホテル	濱田 茂	代表取締役
		Hotel	㈱パストラール	
	27-05 パーソナル・ケア(理髪、スタイリストなど) [Personal Care provider(Barber,Stylist,etc)]			
		理容(理・美容業)	天野 正昭	代表取締役
		Barber	㈲企画室ゴン	
	27-06 子供の世話 [Child care provider]			
	27-99 その他(サービス産業) [Other(SERVICE INDUSTRIES)]			
		自動車整備業	露木 健造	代表取締役
		Aoutomobile Repairing	㈱霧が丘ガレージ	
		高速道路料金立替事業、燃料事業	竹内 建	代表理事
			協同組合 ビジネスネット21	
社会科学 [SOCIAL SCIENCES]				
	28-01 文化人類学者 [Anthropologist]			
	28-02 社会学者 [Sociologist]			
	28-03 歴史家 [Historian]			
	28-04 政治学者 [Political Scientist]			
	28-05 司書 [Librarian]			
	28-06 古文書学者 [Archivist]			
	28-99 その他(社会科学) [Other(SOCIAL SCIENCES)]			
運輸 [TRANSPORTATION]				
	29-01 航空輸送 [Air]			
	29-02 道路輸送 [Road]			
		貨物自動車輸送	河原 裕典	代表取締役
		Motor Freight Transportation	㈱横浜ドリームライン	
	29-03 鉄道輸送 [Rail road]			
	29-04 海上輸送 [Sea]			
	29-99 その他(運輸) [Other(TRANSPORTATION)]			
その他(99) [Other(99)]				

親睦活動委員会活動計画書

委員長　小泉　豊
副委員長　下中　英輝
委　員　武藤　泰典
委　員　北原　弘文
委　員　長根　信康
委　員　加藤海士郎
委　員　岡部　忠仁
委　員　竹内　建
委　員　髙野　久
委　員　荒井ゆかり
委　員　前迫　静美
委　員　西田　靖

ロータリーの第一の活動は親睦であり、会員間の親睦増進はもとより家族の参加も多く求め、家族が気軽に楽しく参加できるよう努めます。
特に家族会に於いてはご家族お誘い合わせの上、奮ってご参加願います。
活動に際しましては、会長・幹事、親睦委員をはじめ皆様のご支援とご協力を賜りつつ進めて参る所存でございますので、宜しくお願い申し上げます。

今年度、行事日程は下記にて実施予定となりますので、宜しくお願いいたします。

家族会
＊クリスマス家族会　平成21年 12月16日(水)
＊春の家族会　平成22年 3月31日(水)

懇親会
＊期末懇親会　平成22年 6月17日(木)

夜間移動例会
＊7月第5週　平成21年 7月29日(水)
＊9月第5週　平成21年 9月30日(水)
＊6月第5週　平成22年 6月30日(水)

親睦ゴルフコンペ
＊第1回　平成21年 9月17日(木)
＊第2回　平成21年 11月19日(木)
＊第3回【千葉緑合同予定：横浜緑主催】平成22年 3月（移動例会の可能性有）
＊第4回【期末】　平成22年 6月17日(木)

野球同好会
＊千葉緑ＲＣ親睦野球定期戦【本年度は千葉緑主催】
＊他、練習・懇親会は随時

雑誌委員会活動報告書

委員長　田畑　勲
副委員長　髙野　久
委　員　清水　裕之

【ロータリーの友】の発行部数は、10万3800万部（2009年4月）です。発行部数が一番多いときは、約14万部発行されていたようですが、会員減少に伴い、年々発行部数は減少いるそうです。ロータリアンがロータリーライフを深めるためにも、またクラブが国際ローアリーと直結しているという確認のためにも重要な媒体であると確信しております。ロータリーを語る時、ロータリーを思う時、各人にとってのロータリーが広がっているはずです。雑誌委員会として、【友】を会員の皆様に有効活用していただきたいのは勿論の事、例会においては、いろいろな情報を提供してまいりますので、皆様のご協力、ご指導をよろしくお願いいたします。

クラブ会報委員会活動計画書

委員長　齋藤　好貴
副委員長　北原　弘文
委　員　竹内　建

会報委員会は、例会の様子や活動内容とその実績、また今後の予定や諸々の情報を、毎週の会報を通して内外に発信する、重要な役割を担っていると考えております。
親しみを感じ、読みやすく、楽しさも加えながら役に立つ会報作りに務めて参る所存です。

会員選考委員会活動計画書

委員長　藤津　均
副委員長　脇田　幸一
委　員　岡本　健

入会希望者と、面談しロータリー活動を説明周知します。その結果を関連委員会に連絡し入会を勧めたい。

私見ですが、会員数も50人前後の当時に比べ。会員数も減少し組織もコンパクトにしてはいかがでしょうか。職業分類・会員選考・会員増強をひとつとしては、どうでしょう。

会員増強委員会活動計画書

委員長　北原　弘文
副委員長　山下　栄藏
委　員　齊藤　清紀

単に『会員増強』というと、『数の拡大』と考えますが、別の意味も込められているのではないでしょうか。クラブは組織として絶えず成長してゆかなければなりません。『数の拡大』は即成長ではありません。拡大が成長であるのは、組織能力が高まるときだけです。ロータリークラブでいえば、効果的なクラブになることです。クラブの成長･発展は、そのクラブのメンバー一人ひとりの成長･発展に支えられています。

クラブの会員増強委員会だけでは、会員増強は出来ません。本年度はクラブの組織力を最大限に発揮させていただき、増強しようと考えます。

具体的には、『勧誘時のキット（お誘いパンフレット、会員名簿、週報や友など)』を用意いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

プログラム委員会活動計画書

委 員 長　清水　裕之
副委員長　天野　正昭

年間プログラム作成は、ロータリーの基本的活動に直接影響する事項であり、熟考を要するものです。この点、会長、幹事をはじめ関係委員会との連携を図り、（1）会員同士一層深く知り合い親睦が深まるもの、（2）ロータリーを理解させるもの、（3）広く各業界や地域社会を知り、奉仕活動の資料となり得るものなどの、ロータリーの目標となる親睦と奉仕を推進する内容となるよう、留意いたします。
また、４０周年記念事業を迎える本年度においては、プログラムの微調整等必要になるケースも生じるかと思われますが、重要なロータリー活動プログラムを落とすことなく、皆様のご援助を頼りに、活動していく所存です。

2009年～2010年度プログラム表（平成21年～22年）

平成21年6月18日（第8版）

	2009/ 7月	8月	9月	10月	11月	12月
月間		会員増強及び拡大月間	新世代のための月間	職業奉仕月間 米山月間	ロータリー財団月間 世界インターアクト週	家族月間
第一週	1日 会長・幹事新任挨拶 ・河原会長 ・若山幹事 （第一回理事会）	5日 クラブフォーラム ・北原会員増強委員長　（会員増強に （第二回理事会）	2日 クラブフォーラム ・岡部新世代育成委員長　（青少年奉仕活 （第三回理事会）	7日 クラブフォーラム ・高嶋職業奉仕委員長　（職業奉仕に （第四回理事会）	4日 クラブフォーラム ・武藤R財団委員長（ロータリ財団について） （第五回理事会）	2日 クラブフォーラム ・小泉親睦委員長（クラブ親睦活動について ・新会員イニシエーションスピーチ （第六回理事会）
第二週	8日 新年度活動計画発表 ・濱田ｸﾗﾌﾞ奉仕委員長　・高嶋　職業奉 ・田中　社会奉仕委員長 ・加藤（海）国際奉仕委員	12日（休日） （夏季休日） 定款6条1節適用	9日 クラブフォーラム ・新会員イニシエーションスピーチ	14日 クラブ協議会 ・林G補佐来訪	11日 クラブ協議会 ・野坂ガバナー来訪	9日 クラブフォーラム ・鶴岡広報委員長（クラブ広報につい
第三週	15日 新年度活動計画発表 ・露木　SAA委員長 ・天野　会計委員長 ・イニシエーションスピーチ 荒井　新会員	19日 クラブフォーラム ・齋藤清紀出席委員長（出席について）	16日 クラブフォーラム ・濱田ｸﾗﾌﾞ奉仕委員長　（ｸﾗﾌﾞ奉仕に	21日 クラブフォーラム ・新会員イニシエーションスピーチ	18日 クラブフォーラム 40周年記念式典について　・代々木実行委員長	16日 クリスマス家族会 場所：未定 （移動例会）
第四週	22日 卓話 ・小柳氏（氏名・内容確認）	26日 クラブフォーラム＆卓話 ・藤津会員選考委員長（会員選考につい ・加藤（喜）パスト会長（卓話）	23日（休日） （秋分の日）	28日 卓話 ・小川勝芳弁護士	25日 クラブフォーラム ・大地職業分類委員長（クラブ職業分類につい	23日（休日） （天皇誕生日）
第五週	29日 夜間移動例会 なごみ邸		30日 夜間移動例会 横浜開港150周年祭			30日（休日） （年末休日） 定款6条1節適用
地区行事	①R財団地域セミナー①/02 ②地区役員・ガバナー補佐・地区委員長・委員会合同会議/02 ③地区拡大増強ゼミ/07 ④地区R情報・広報・ITゼミ/21	①地区諮問委員会/ガバナー補佐連絡会 ②インターアクト海外研修/20～23 ③クラブ米山奨学委員長会議/28 ④クラブ新世代育成委員長会議/28	①地区R財団セミナー/03 ②第10回日韓親善会議（ソウル）/04,05 ③地区諮問委員会/ガバナー補佐連絡会 ④クラブ職業奉仕委員長会議/08 ⑤クラブクラブ奉仕委員長会議/29	①地区諮問委員会/地区チーム連絡会 ②クラブ国際奉仕委員長会議／08 ③クラブ社会奉仕委員長会議／15 ④米山カウンセラー研修会/22 ⑤クラブ雑誌委員長会議/29	①地区諮問委員会/ガバナー補佐連絡会 ②地区大会/06,07 ③ガバナー公式訪問/11 ④R財団地域セミナー②/17 ⑤インターアクト年次大会/23 ⑥新会員のためのロータリー情報セミナー/30	①米山奨学生・学友年末パーティー/07 ②地区諮問委員会/地区チーム連絡会
クラブ行事	①ｺﾞﾙﾌ同好会総会　/	①炉辺会合　/	①ｸﾗﾌﾞｺﾞﾙﾌ　/ ②炉辺会合 /	①ガバナー補佐訪問/14 ②4ｸﾗﾌﾞ合同ｺﾞﾙﾌ/ ③緑区民祭/18 ④野球試合　/ ⑤ダンス　/ ⑥パスト会長会 ⑦炉辺会合　/	①次年度理事役員指名　/ ②ｸﾗﾌﾞｺﾞﾙﾌ　/ ③炉辺会合　/	①クラブ年次総会　/ ②クリスマス家族会　/

2009年～2010年度プログラム表（平成21年～22年）　平成21年6月18日（第8版）

	2010/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月
月間	ロータリー理解推進月間	世界理解月間	識字率向上月間 ローターアクト週	ロータリー雑誌月間		ロータリー親睦活動月間
第一週	6日（休日） （年始休日） 定款6条1節適用	3日 クラブフォーラム ・加藤（海）国際奉仕委員長（国際奉仕について） （第八回理事会）	3日 クラブフォーラム ・下中環境保全委員長（環境保全につい （第九回理事会）	7日 クラブフォーラム ・田畑雑誌委員長（雑誌月間について） （第十回理事会）	5日（休日） （振り替え休日）	2日 クラブ協議会 ・餅田会長エレクト（次年度計画について） （第十二回理事会）・
第二週	13日 会長・幹事年賀挨拶 ・河原会長 ・若山幹事 （第七回理事会）	10日 クラブフォーラム ・田中社会奉仕委員長（社会奉	10日 クラブフォーラム ・長根ロータリー情報委員長（ロータリー情報について）	14日 クラブフォーラム ・齋藤好貴会報委員長（クラブ	12日 卓話 ・大野IT推進委員長（クラブのITについて） （第十一回理事会）	9日 （一年を省みて）四大奉仕 ・清田クラブ奉仕委員長・高嶋職業 ・田中社会奉仕委員長・加藤（海）
第三週	20日 五クラブ合同例会 新横浜国際ホテル	17日 クラブフォーラム 40周年記念式典について・代々木実行委員長	17日 クラブフォーラム 40周年記念事業について・大地実行副委	21日 （未　定）	19日 （未　定）	16日 期末懇親会 （移動例会）
第四週	27日 クラブフォーラム ・清水プログラム委員長	24日 （未　定）	24日（休日） （40周年記念式典の代休）	28日 春の家族懇親会 場所：未定	26日 （未　定）	23日 会長・幹事期末挨拶 ・河原会長 ・若山幹事
第五週			31日（休日） （年度末休日） 定款6条1節適用			30日 夜間移動例会
地区行事	①地区諮問委員会/ガバナー補佐連絡会 ②国際協議会（米国サンディエゴ17～24） ③5クラブ合同例会 1/20	①地区諮問委員会/地区チーム連絡会 ②第4・第5グループ・IM /06 ③職業講話 もえぎ野中学 / ④ロータリー創立記念日・世界理解と平和の日/23	①地区諮問委員会/ガバナー補佐連絡会 ②全国会員増強セミナー（2010-2011対象）/07 ②会長エレクト研修会（PETS）/12 ③創立40周年記念式典/19 ④地区協議会/28	①地区諮問委員会/ガバナー補佐連絡会	①地区諮問委員会/ガバナー補佐連絡会	①地区諮問委員会/地区チーム連絡会 ②国際大会（カナダ・モントリオール/20～
クラブ行事		①クラブ創立記念日/28 ②炉辺会合 /	①千葉緑合同ゴルフ / ②炉辺会合 /	①4クラブ合同ゴルフ / ②パスト会長会 / ③炉辺会合 /	①香港南RC訪問 / ②炉辺会合 /	①期末懇親会 / ②クラブ親睦ゴルフ/

ロータリー情報委員会活動計画

委 員 長　長根　信康
副委員長　村松　勇治
委　　員　遠藤　一典

ロータリー情報員会は、全会員、特に新入会員に、ロータリー活動を理解してもらう為の情報を提供する委員会です。

基本的にはクラブ内部への情報提供が主となると思いますが、今年度はクラブ創立40周年ということを踏まえ、外部への情報発信も必要と考えます。

その為には、広報委員会・クラブIT推進委員会との連携・協力のもと、活動を進めていきたいと思います。

特に、40 周年記念事業を兼ねて情報伝達がスピーディーかつ正確に行われるよう、下記の項目を実施したいと思います。

1．40周年用にクラブのドメインを取得します。(2009年4月 rcmidori.jp を取得済)
　1年間無料で運用できる業者と契約を締結 (2009年4月締結済)。2年目以降は年間
　￥２，３９０なので継続可否は別途検討。
2．会員に上記ドメインのメールアドレスを提供。
　情報伝達に誤りが無いように、会員個人に個別のメールアドレスを提供します。
　（例：n.nagane@rcmidori.jp)。
　もし、現会員で会社のメールが使用不能になった場合でも、ロータリアンでいるうちは一生使用出来ます。但し、上記1で継続使用する場合に限ります。
　また、クラブドメインでのメールアドレスを取得することにより、当クラブのメンバーでありロータリアンであることが再認識し、クラブ会員の意識の高揚を図ります。
3．即時更新可能な簡易ホームページにて内外への情報発信を行います。
　無料で500Mbのホームページを使用可能なエリアを確保済。
　ホームページの即時更新や、40周年記念事業のデータを共有化します。
4．上記の各項目利用により、例会欠席会員にも情報を伝達します。
　欠席会員にも伝達漏れの無いように、必要事項を随時更新して掲載します。
　尚、詳細の確認は会報でお願いします。

会員の皆様のご協力をお願いいたします。

広報委員会活動計画書

委員長　鶴岡　武
副委員長　森　一誠
委　員　代々木和男
委　員　土志田　猛

広報委員会とは、ロータリーの歴史、綱領及び規模を一般に知らせる宣伝方法を考案し、実施することを任務とする。

会員の中の新聞関係者や放送関係者の協力を得て十分なロータリーの広報に勤めなければならない。とロータリー情報マニュアルに記されている。広報委員会の方たちと力をあわせ、PR活動を実施し、特に当クラブ創立40周年に当たり、あらゆる機会を利用し宣伝に努めます。

クラブIT推進委員会活動計画書

委員長　大野　富生
副委員長　岡部　忠仁
委　員　荒井　ゆかり

当クラブでは、いち早くクラブIT化に取り組み、ITの利用を通して会員同士が情報の共有化を図っております。

今年度は、創立40周年記念事業にともないクラブのドメインを取得し、会員にもメールアドレスを提供いたします。

クラブドメインでのメールアドレスを取得することにより、当クラブのメンバーでありロータリアンであることを再認識し、クラブ会員の意識の高揚を図ります。

このように当クラブの「IT 利用」を向上させ、クラブの発展に寄与していきたいと思っております。

職 業 奉 仕 委 員 会

職業奉仕委員会活動計画書

委 員 長　高嶋　淳二
副委員長　大野　富生
委　　員　土志田　猛
委　　員　岡本　　健
委　　員　山下　栄藏

国際ロータリーが掲げた７つの優先項目の中に「ロータリー独特の職業奉仕への取り組みを強調する」とあるように、他の奉仕団体や人道団体とロータリーとの違いを明確にすることは一つの目標と考えます。

このために、「ロータリーの綱領」にもある

１．職業奉仕の道徳的水準を高めること。
２．有用な職業はすべてその価値を認めること。
３．各ロータリアンの職業を社会奉仕の一つの機会として品にあらしめること。

を再度実践していきます。

実際には①会員の職業関係のスピーチ、②業界専門家や成功者等の講話、③優良事業所の見学など、会員皆様のご意見をクラブフォーラム等で伺いながら委員会活動を行っていくこととなります。

皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

社 会 奉 仕 委 員 会

社会奉仕委員会活動計画書

委 員 長　　田中　　孝
副委員長　　下中　英輝
委　　員　　石川　輝久
委　　員　　江田　憲司

ロータリークラブは世間から、「社会奉仕をする団体」と見られております。すなわち、地域社会は我々に、奉仕活動を期待していると考えられます。一方ロータリークラブにとって、社会奉仕は四大奉仕の一つであり、外部に対する窓口としての重要な活動であります。

当クラブではこれまで、霧が丘中学校でのスピーチ大会、緑区民祭での子供動物園などの活動を通じて、地域の期待に応えてきました。今年度も引き続きこれらの活動を行ないます。さらに、地域の行政機関、学校、商工会などの関係機関との連携をより一層強めて、地域住民の生活の質の向上に役立つニーズを調査し、会員の職業上の能力を生かせる奉仕活動に結び付けたいと思います。

ロータリークラブの奉仕活動は、集団活動よりも会員の個人活動に重点を置いております。したがって、関係の深い環境保全、新世代育成ならびにインターアクトの各委員会の皆さまは言うまでもなく、全会員が積極的に活動に参加しくださいますようお願い致します。

環境保全委員会活動計画書

委員長　下中　英輝
副委員長　髙橋　正治
委　員　森　　宏

環境保全委員会は地域や地球の環境を調査し、改善していくよう配慮することである。環境保護の観点から今日「エコ」と題し住宅、自動車、家電製品に至までエコ減税やエコポイントなど国も身近な所にまで支援を働きかけるようになりました。
環境破壊、地球温暖化、これからの私共にとって本当に、大きな問題点として協力しあいながら、子供達いや子孫にクリーンな地球を残す為に、身近な所から(ゴミの分別、省エネなど)努力して行きたい。
今年度はフォーラムなどで専門家の話や気が付かないエコ情報を調べながら、フリーマーケットなどを行い不用品のリサイクル、資源の再利用をする行動もして行き横浜緑ロータリークラブで継続できるエコ活動を探して行きたいと思います。
会員皆様のご協力をお願いいたします。

新世代育成委員会活動計画書

委員長　岡部　忠仁
副委員長　石川　輝久
委　員　村松　勇治

これからの次世代を担う、若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとする為に新世代の生活力を高める事によって、新世代に将来への準備をさせる事を目標とし活動致します。
例年通り、霧ヶ丘中学校にて海外の留学生との交流会の開催及び、心豊かに社会貢献できる新世代育成に沿った事業・講演会等を検討致します。

インターアクト委員会活動計画書

委 員 長　　岡部　忠仁
副委員長　　江田　憲司
委　　員　　土志田　猛

次世代・次々世代を担う青少年の指導力養成、他人への思いやり、家族の重要性等を目標とした奉仕クラブであるインターアクトは、14歳から18歳の若い世代である。

こうした青少年であるインターアクト経験者がローターアクトとなり、将来のロータリアンを目指して貰えるような活動を行いたいと思います。

今年度も桐蔭学園高等部の協力を賜り、現代の青少年に関わる有意義な活動を多方面から展開していきます。

緑区民祭、年次大会、地区大会交流会等のインターアクト行事に多数のロータリアンの方々の積極的な参加を求めると共に、青少年や地域社会に奉仕するための募金活動や寄付の呼びかけを行い、青少年の将来に役立つインターアクトプログラムを推進してまいります。

国 際 奉 仕 委 員 会

国際奉仕委員会活動計画

委 員 長　　加藤海士郎
副委員長　　武藤　泰典
委　　員　　加藤　喜夫

国際奉仕活動の理念としては諸外国の事情を理解し、外国ロータリアンがその奉仕活動の範囲内において相手国民の為になる事が出来ないかというところから思索がはじめられなければならないと説いている。しかし一ロータリアンまたは一ロータリークラブで出来ない様な計画に手をつけるのではない。我々が出来る範囲を明確にする必要があり、たとえば貧民国家に対する貧民救済用のミルクの供給、井戸掘りから清潔な水の救済、教育向上のための図書などの援助、医療内容の乏しさに対する薬品や必要な物資など生活物資を含む貧民生活全般に対する救済がわれわれの奉仕活動内容であろう。

我々“横浜緑ロータリークラブ”は現在姉妹クラブとして“Hong Kong South RC”との絆を深めており彼らが国際奉仕活動とする中国地区内のハンセン病施設への援助に協力させて頂いている様に、国際奉仕の一環として継続する事に意義深さを感じる。新年度は我がロータリークラブは創立40周年を迎えるにあたって国際奉仕活動としてと「水保全」「保健・飢餓」「識字率向上」「新姉妹クラブとの締結」等にに大所高所からの検討を加え何らかの行動の一歩が踏み出せる様最善努力したい。

“奉仕の理想”に結ばれた事業と専門職に携わる人の世界的親交によって国際間の理解と　親善と平和を推進する事も重要な事項である。すなわち前段で述べた内容とおりロータリアン同士が友情を結び、国際理解、親善、平和を推進することから①国際青少年交換　②ロータリー友情交換　③国際親善奨学生制度　④趣味職業別親善活動　⑤ロータリアンによる個人、クラブ別の交流　⑥姉妹クラブとのさらなる交流促進が行動範囲内のテーマでもある。

我々は国際奉仕活動に対する重要性を認識し鋭意検討を進め計画立案から実行を図りたい。

会員皆様のご理解とご協力を頂戴し国際奉仕委員会の更なる発展を図りたく宜しくお願い申し上げます。なお「ロータリー財団委員会」「米山奨学委員会」に関しましては各委員会行動計画内容を尊重し微力であるが目標必達の為鋭意頑張る所存である。

ロータリー財団委員会活動計画書

委 員 長　武藤 泰典
副委員長　遠藤 一典
委　　員　長根 信康

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることであります。

私を含めて、会員の皆様にロータリー財団の活動を理解していただき、財団のプログラムに、積極的に協力して行きたいと思います。

先輩会員のご指導、各会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

米山奨学委員会活動計画書

委 員 長　加藤　喜夫
副委員長　石川　輝久
委　　員　岡本　　健

１９５２年東京ロ-タリ-クラブの有志によって、米山梅吉氏の遺徳を記念して設立された国際奨学金制度は、「奨学生への奨学金の授与をとうし世界理解と平和に貢献している。」、と賞賛されている。

今年度も引き続き、地区方針に従い、寄付金のお願いと、米山奨学基金に対する、会員の理解を深めて生きたいと考えています。

ROTARY INTERNATIONAL*

*ロータリー・クラブ定款

第1条　定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条　名称

本会の名称は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ロータリー・クラブとする。
（国際ロータリー加盟会員）

第3条　クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第4条　綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条　四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

第6条　会合

第1節 ― 例会

(a) **日および時間。**本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) **会合の変更。**正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) **取消。**例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 ― 年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条　会員身分

第1節 ― 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 ― 種類。本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 ― 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 ― 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

第5節 ― 二重会員。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 ― 名誉会員

(a) **名誉会員の資格条件。**ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) **権利および特典。**名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 — 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第8条　職業分類

第1節 — 一般規定

(a) **主な活動。**各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(b) **是正または修正。**理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条　出席

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

(a) **例会の前後14日間。**例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

(1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、

(2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

(3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、

(4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、

(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、

(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、

(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。

(b) **例会時において。**例会のときに、

(1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、

(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、

(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、

(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、

(5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、

(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 — 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — RI役員の欠席。会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席の記録。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。

第10条　理事および役員

第1節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも免除することができる。

第3節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事は、各会員に対して当該提訴の予告をしなくてはならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

第5節 — 役員の選挙。

(a) **会長を除く役員の任期。**各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) **会長の任期。**会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(c) **資格要件。**各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式な手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第11条　入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条　会員身分の存続

第1節 — 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結

(a) **会員の資格条件。**会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) **再入会。**会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

(c) **名誉会員の会員身分の終結。**名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払

(a) **手続。**所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) **復帰。**理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、 同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席

(a) **出席率。**会員は、

(1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。

(2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない (RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。

(b) **連続欠席。**会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結

(a) **正当な根拠。**理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会

の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節および「四つのテスト」とする。

(b) **通知。**本節 (a) 項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懲案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) **職業分類の充填。**本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

(a) **通知。**幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) **提訴に対する聴聞の期限。**提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) **調停もしくは仲裁。**調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。

(d) **提訴。**もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。

(e) **仲裁人または裁定人の決定。**もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

(f) **調停の失敗。**調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、

(b) これらの告発が立証され、それが当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる場合、および、

(c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条　地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 — 政治的主題の禁止

(a) **決議および見解。**本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) **嘆願。**本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条　ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条　綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条　仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) **調停の結果。**調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) **調停の失敗。**調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第17条　細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第18条　解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条　改正

第1節 — 改正の方法。本条第2　節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正。定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を述べることができる。

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則

第１条　理事および役員の選出

第１節　会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の１ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、Ｓ．Ａ．Ａ．および４名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会後、７月１日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の７月１日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の７月１日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第２節　欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。

第２条　指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近のパスト会長３名による５名で構成する。

第３条　理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員１０名より成る理事会とする。すなわち、４名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびＳ．Ａ．Ａ．である。

第４条　役員の任務

第１節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第２節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第３節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第４節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- 会員記録の整理保管
- 会合における出席の記録
- クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ＲＩ事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ロータリアン誌の購読料を徴収し、これをＲＩに送金
- その他、通常その職に付随する任務

第５節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年１回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第６節 Ｓ．Ａ．Ａ．（会場監督）

Ｓ．Ａ．Ａ．は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第５条　会合

第１節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年１２月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の３分の１をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第２節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日１２時３０分に開催するものとする。但し、第５週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第９条第３節（ｂ）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも６０パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第９条第１節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の３分の１をもって本クラブの例会の定足数とする。

第３節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー２名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第６条　入会金および会費

第１節 入会金

入会金は１０万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第２節 会費

会費は年額３０万円とする。

第３節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第４節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の１２月３１日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第７条　採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第８条　委員会

第１節 常任委員会

（ａ）常任委員会は次の四委員会とする。

・クラブ管理運営委員会(旧･クラブ奉仕委員会)

・職業奉仕委員会

・社会奉仕委員会

・国際奉仕委員会

（ｂ）クラブ管理運営委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも３名以上で構成するものとする。

（ｃ）会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

（ｄ）各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

（ｅ）会長は、理事会の承認により、各委員会下部に設置された委員会をその年度に限り統合することを可能とする。

第２節 クラブ管理運営委員会(旧･クラブ奉仕委員会)

（ａ）会長は、理事会の承認の下に、クラブ管理運営の中の特定分野を担当する各委員会を

設置できるものとする。

・出席委員会

・職業分類委員会

・親睦活動委員会

・雑誌委員会

・クラブ会報委員会

・会員選考委員会

・会員増強委員会

・プログラム委員会

・ロータリー情報委員会

・広報委員会

・クラブＩＴ推進委員会

（ｂ）クラブ管理運営委員会委員長は、クラブ管理運営の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ管理運営の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

（ｃ）クラブ管理運営委員会は、クラブ管理運営委員会委員長とクラブ管理運営の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第３節 職業奉仕委員会

（ａ）会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

（ｂ）職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第４節 社会奉仕委員会

（ａ）会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

・人間尊重委員会

・地域発展委員会

・環境保全委員会

・協同奉仕委員会

・新世代育成委員会(旧・青少年奉仕委員会)

・インターアクト委員会

・ローターアクト委員会

・ライラ委員会

（b）社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

（c）社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

（a）会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

・世界社会奉仕委員会

・ロータリー財団委員会

・米山奨学委員会

・ポリオプラス委員会

（b）国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

（c）国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条　委員会の任務

第1節 クラブ管理運営委員会(旧・クラブ奉仕委員会)

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ管理運営に関する事柄において、その諸責務を遂

行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ管理運営委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ管理運営の全活動について理事会に報告するものとする。

（a）出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

（b）職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも８月３１日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

（c）親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

（d）雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の

人々にも役立てる

（e）クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

（f）会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

（g）会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

（h）プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

（i）ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の１年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

（j）広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

（k）クラブＩＴ推進委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第２節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第３節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

（ａ）人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

（ｂ）地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

（ｃ）環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

（ｄ）協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

（ｅ）新世代育成委員会(旧･青少年奉仕委員会)

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

（ｆ）インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の３つ

の軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

（g）ローターアクト委員会

この委員会は、１８歳から３０歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

（h）ライラ委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第４節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

（a）世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かっての社会奉仕活動を行うものとする。

（b）ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

（c）米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

（d）ポリオプラス委員会

この委員会は、2005 年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第１０条　出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第１１条　財務

第１節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第２節

ＲＩに対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第３節

第２節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の２名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年１回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第４節

第３節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第５節

本クラブの会計年度は７月１日より６月３０日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを７月１日より１２月３１日に至る期間および１月１日より６月３０日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第６節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第１２条　入会手続き方法

第１節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を

通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第２節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第３節

理事会は、推薦状の提出後３０日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第４節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第５節

被推薦者についての発表後７日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は７日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第６節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をＲＩに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を１名指名するものとする。

第１３条　名誉会員推薦手続き方法

第１節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

（ａ）ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人

（ｂ）ロータリー歴２０年以上

（ｃ）推薦者７名以上

第２節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第３節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第４節

理事会の被推薦者についての発表後７日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は７日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第５節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第１４条　決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされたらば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第１５条　議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第１６条　改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の３分の２の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも１０日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびＲＩの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

改定履歴

- 2007(平成19)年 6月 6日 改定
- 2008(平成20)年 4月23日 改定

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則内規

第１条　役員の指名基準

第１節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第２節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、３つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

Ｓ．Ａ．Ａ．

会計

但し、会長エレクトが理事会に上申を行い、承認を得た場合はこの限りではない。

付則

改定履歴

- 2007(平成19)年 6月 6日 改定
- 2008(平成20)年 4月23日 改定

横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程

（目的）

第1条　この規程は本クラブが会員に対する慶事、弔事傷病又は、被災に付いて慶弔見舞を行う際に適用する。

（慶事）

第2条　1. 会員が結婚する場合は祝電及び3万円の祝金を贈呈する。

2. 会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。

3. 会員が公に表彰を受け又は特別の栄誉を浴し理事会が相当と認めた時は2万円程度の記念品を贈って慶祝する。

（弔事）

第3条　会員及び家族が死亡したとき。

1. 会員が死亡した時は花輪、弔辞と共に5万円の弔慰金を献上する。

2. 会員の配偶者が死亡した時は花輪と2万円の弔慰金を献上する。

3. 会員の家族（一親等の尊属又は生計を共にする一親等の卑属）が死亡した時は1万円の弔慰金を献上する。

4. 当クラブに対し特別の功労があったと認められる人については理事会の議を経て、花輪と弔慰金を献上する。

（傷病）

第4条　会員が傷病により30日以上入院、加療した場合はクラブより2万円の見舞金を贈呈する。

（被災）

第5条　会員の事業所又は住居等が火災、水害又は不慮の災害等により損害を受けた場合、3万円の見舞金を贈呈する。但し、天災地変の場合は除く。

（ 通知義務 ）

第6条　会員は本規程の適用を必要とする事態が発生した場合、速やかにクラブに通知する。

（ その他 ）

第7条　1. 本規程適用範囲の認定其の他、この規程に定めない事項は理事会の議を経て決定する。

但し緊急を要する場合、会長、幹事の専決により執行し理事会に報告承認を求める。

2. 本規程により祝金、祝品及び弔慰金、見舞金を受けた会員は其の返礼はしない事にする。

付則

改定履歴

・ 1994(平成 6)年 7月 1日 改定

・

職業コード

職業技能を提示するのに次のコードをお使い下さい。
例: あるクラブ会員が大学教授だとします。**12-05[大学、専門学校の教員のコード]**のように、会員の氏名の隣に、RIが定義する職業技能のコードを書き込んで下さい。

計理及び金融業
公認会計士・個人業務 (01-01)
公認会計士・企業/事業所内業務 (01-02)
会計監査人 (01-03)
予算アナリスト (01-04)
財務アナリスト (01-05)
株式仲買人/証券業(01-06)
その他 (01-99)

広告/広報関係
広告 管理職(02-01)
広報管理職(02-02)
コピーライター (02-03)
広報関係専門家(02-04)
その他(02-99)

農業、漁業、林業
農業従事者/農場管理者(03-01)
漁業 (03-02)
農林業 (03-03)
森林保全(03-04)
その他 (03-99)

建築及びエンジニアリング
建築 (04-01)
造園 (04-02)
農業エンジニア(04-03)
航空宇宙エンジニア (04-04)
化学エンジニア(04 05)
土木エンジニア(04-06)
電気エンジニア (04-07)
環境学エンジニア (04-08)
生産管理エンジニア (04-09)
機械エンジニア (04-10)
鉱山工学エンジニア (04-11)
原子力エンジニア(04-12)
測量技師(04-13)
その他 (04-99)

アート及びデザイン
アート監督 (05-01)
画家(05-02)
彫刻家 (05-03)
陶芸家 (05-04)
イラストレーター (05 05)
マルチ・メディア・アーティスト/アニメーション製作者 (05-06)
コマーシャル及びインダストリアル・デザイン (05-07)
ファッション・デザイン(05-08)
フラワー・デザイン (05-09)
グラフィック・デザイン (05-10)
インテリア・デザイン (05-11)
その他 (05-99)

銀行業及び管財
銀行業/銀行管理職 (06-01)
投資アドバイザー(06-02)
投資計画管理職 (06-03)
その他 (06-99)

聖職及びその他宗教関係
全宗教聖職者 (07-01)
宗教教育者(07-02)
聖職者以外の宗教職 (07-03)
その他(07-99)

コンピューター及び情報システム
システム・アナリスト (08-01)
コンピューター・プログラマー (08-02)
コンピューター・ソフト・エンジニア (08-03)
コンピューター・ソフト支援専門職 (08-04)
その他 (08-99)

コミュニケーション/ニュース報道関係
通訳、翻訳者 (09-01)
カメラマン (09-02)
著述家/作家(09-03)
編集者(09-04)
報道記者/通信員 (09-05)
その他 (09-99)

地域及び社会サービス
相談員 (10-01)
ソーシャル・ワーカー(10-02)
その他 (10-99)

建設、修理及びメンテナンス
建設請負 (11-01)
大工及び関連職 (11-02)
配管工及び関連職 (11-03)
電気工及び関連職 (11-04)
その他(11-99)

教育
事務職・大学、専門学校(12-01)
事務職・中学、高校 (12-02)
事務職・小学校 (12-03)
事務職・幼稚園、保育所(12 04)
教員・大学、専門学校(12-05)
教員・中学、高校 (12-06)
教員・小学校 (12-07)
教員・幼稚園、保育所 (12-08)
教員・特殊教育(12-09)
カウンセラー (12-10)
成人識字教育 (12-11)
教員補助(12-12)
訓練、能力開発専門家(12-13)
その他 (12-99)

娯楽及びスポーツ
男優/女優 (13-01)
音楽家/歌手 (13-02)
ラジオ/テレビのアナウンサー (13-03)
プロデューサー/監督 (13-04)
舞踏家/振付け専門家(13-05)
舞台マネージャー(13-06)
舞台セット・デザイナー (13-07)
スポーツ選手 (13-08)
コーチまたはスカウト(13-09)
審判員その他のスポーツ関連役員 (13-10)
その他 (13-99)

食品産業
レストラン経営者(14-01)
シェフ/調理師 (14-02)
食品加工及び食品流通業(14-03)
その他(14-99)

政府
国家公務員/国会議員(15-01)
地方公務員(県)/県議会議員 (15-02)
市町村役所公務員/市町村議会議員 (15-03)
地域/都市計画統率者 (15-04)
郵便局長/郵便局員 (15-05)
国税庁税務関係職員、地方税務署税務関係職員(15-06)
その他 (15-99)

人事関係
人事担当職員(16 01)
労務専門家 (16-02)
その他 (16-99)

保険及び危機管理
保険会社管理職(17-01)
保険代理店 (17-02)
保険業者 (17-03)
危機管理専門家 (17-04)
その他(17-99)

法律
弁護士 (18-01)
裁判官(18-02)
調停員(18-03)
司法書士 又はそれに準ずる(18-04)
その他 (18-99)

管理
会議立案調整担当 (19-01)
非政府組織/団体管理職 (19-02)
その他 (19-99)

製造
企業重役以上(20-01)
工場管理職(20-02)
製造専門家(20-03)
その他 (20-99)

マーケティング及び販売
マーケティング管理職 (21-01)
小売業 (21-02)
卸売り/企業営業 (21-03)
その他 (21-99)

医療/ヘルス・ケア
管理職 (22-01)
歯科医(22-02)
栄養士 (22-03)
救急医療士/パラメディック (22-04)
疫学者 (22-05)
看護婦/看護士 (22-06)
薬剤師(22-07)
医師/外科医(22-08)
心理学者 (22-09)
精神科医 (22-10)
セラピスト(機能訓練士、作業療法士、聴力訓練士 (22-11)
視力検定医/眼鏡屋 (22 12)
獣医(22-13)
その他 (22-99)

軍役(相当する自衛隊職を選ぶ)
陸軍・現役 (23-01)
陸軍・退役(23-02)
海軍・現役 (23-03)
海軍 退役 (23-04)
空軍・現役 (23-05)
空軍-退役 (23-06)
その他 (23-99)

警察など
警察 (24-01)
消防士(24-02)
私立探偵/調査員 (24-03)
その他 (24 99)

不動産
不動産鑑定士 (25-01)
不動産販売(25-02)
不動産開発(25-03)
ビル管理(25-04)
その他 (25-99)

科学、数学及び技術
アクチュアリー(保険計理人)(26-01)
統計士 (26-02)
数学者(26-03)
天文学者 (26-04)
生物学者 (26-05)
化学者(26-06)
地理学者(26-07)
水文学者 (26-08)
微生物学者 (26-09)
その他(26-99)

サービス産業
ドライクリーナー(27 01)
仕立業(27-02)
旅行代理業 (27-03)
ホテル管理 (27-04)
パーソナル・ケア(理髪、スタイリストなど) (27-05)
子供の世話 (27-06)
その他(27-99)

社会科学
文化人類学者 (28-01)
社会学者 (28-02)
歴史家 (28-03)
政治学者 (28-04)
司書(28-05)
古文書学者(28-06)
その他 (28-99)

運輸
航空輸送 (29-01)
道路輸送 (29-02)
鉄道輸送(29-03)
海上輸送(29-04)
その他(29-99)
その他 (ご説明下さい) (99)

JA

OCCUPATIONS

Use the following codes to indicate occupational skills.
EXAMPLE: A club member is a university professor. Advise RI of the member's occupational skill by indicating the following code next to the member's name - **12-05 [Teacher-Post secondary.]**

ACCOUNTING AND FINANCIAL SERVICES (01)
CPA/Chartered Accountant – Private Practice (01-01)
CPA/Chartered Accountant-Corporate/ Business (01-02)
Auditor (01-03)
Budget Analyst (01-04)
Financial Analyst (01-05)
Stock broker/trader (01-06)
Other (01-99)

ADVERTISING/PUBLIC RELATIONS
Advertising Manager (02-01)
Public Relations Manager (02-02)
Copywriter (02-03)
Placement specialist (02-04)
Other (02-99)

AGRICULTURE, FISHING AND FORESTRY
Farmer/farm management (03-01)
Fishing industry (03-02)
Agroforestry (03-03)
Forest conservation (03-04)
Other (03-99)

ARCHITECTURE AND ENGINEERING
Architects (04-01)
Landscape Architect (04-02)
Agricultural Engineer (04-03)
Aerospace Engineer (04-04)
Chemical Engineer (04-05)
Civil Engineer (04-06)
Electrical Engineer (04-07)
Environmental Engineer (04-08)
Industrial Engineer (04-09)
Mechanical Engineer (04-10)
Mining Engineer (04-11)
Nuclear Engineer (04-12)
Surveyor (04-13)
Other (04-99)

ART AND DESIGN
Art Director (05-01)
Painter (05-02)
Sculptor (05-03)
Ceramicist (05-04)
Illustrator (05-05)
Multi-media artist or animator (05-06)
Commercial and industrial design (05-07)
Fashion design (05-08)
Floral design (05-09)
Graphic design (05-10)
Interior design (05-11)
Other (05-99)

BANKING AND MONEY MANAGEMENT
Banker/bank manager (06-01) Investment advisor (06-02) Portfolio manager (06-03) Other (06-99)

CLERGY AND OTHER RELIGIOUS
Clergy (07-01)
Religious Educators (07-02)
Lay Religious professionals (07-03)
Other (07-99)

COMPUTER AND INFORMATION SYSTEMS
Systems Analysts (08-01)
Computer Programmers (08-02)
Computer Software engineers (08-03)
Computer Support specialists (08-04)
Other (08-99)

COMMUNICATIONS/NEWS MEDIA
Interpreters and Translators (09-01)
Photographers (09-02)
Writer/Author (09-03)
Editor (09-04)
Reporter/Correspondent (09-05)
Other (09-99)

COMMUNITY AND SOCIAL SERVICES
Counselors (10-01) Social Workers (10-02) Other (10-99)

CONSTRUCTION, REPAIR AND MAINTENANCE
Contractor (11-01)
Carpenter or related occupation (11-02)
Plumber or related occupation (11-03)
Electrician or related occupation (11-04)
Other (11-99)

EDUCATION
Administrator – Post-secondary (12-01)
Administrator – Secondary (12-02)
Administrator – Elementary (12-03)
Administrator – Early Childhood (12-04)
Teacher -- Post-secondary (12-05)
Teacher -- Secondary (12-06)
Teacher – Elementary (12-07)
Teacher – Early Childhood (12-08)
Teacher -- Special Education (12-09)
Counselor (12-10)
Adult Literacy (12-11)
Support staff (12-12)
Training and Development Specialist (12-13)
Other (12-99)

ENTERTAINMENT AND SPORTS
Actor/Actress (13-01)
Musician/Singer (13-02)
Radio/Television Announcer (13-03)
Producer/Director (13-04)
Dancer/choreographer (13-05)
Stage manager (13-06)
Set designer (13-07)
Athlete (13-08)
Coach or scout (13-09)
Umpire, referee, other sport official (13-10)
Other (13-99)

FOOD INDUSTRY
Restaurateur (14-01)
Chef/Cook (14-02)
Food processing and distribution professional (14-03)
Other (14-99)

GOVERNMENT
National/Federal Representative/ Legislator (15-01)
State/Province Representative/ Legislator (15-02)
Municipal/City Representative/ Legislator (15-03)
Community/Urban Planner (15-04)
Postmaster/ Postal Services (15-05)
Tax examiners, collectors and revenue agents (15-06)
Other (15-99)

HUMAN RESOURCES/PERSONNEL MANAGEMENT
Human Resources professional (16-01) Labor Relations Specialist (16-02) Other (16-99)

INSURANCE AND RISK MANAGEMENT
Insurance company manager (17-01)
Insurance broker (17-02)
Insurance underwriter (17-03)
Professional Risk Manager (17-04)
Other (17-99)

LEGAL
Lawyer/Barrister/Solicitor (18-01)
Judge/Magistrate (18-02)
Arbitrator, Mediator or Conciliator (18-03)
Paralegal or other support (18-04)
Other (18-99)

MANAGEMENT AND ADMINISTRATION
Meeting or Convention Planner (19-01)
Non-Governmental Organization/ Association manager (19-02)
Other (19-99)

MANUFACTURING
Corporate executive (20-01) Plant manager (20-02) Production specialist (20-03) Other (20-99)

MARKETING AND SALES
Marketing manager (21-01)
Retail sales professional (21-02)
Wholesale/corporate sales professional (21-03)
Other (21-99)

MEDICAL/HEALTH CARE
Administrator (22-01)
Dentist (22-02)
Dietitian (22-03)
Emergency Medical Technician/ Paramedic (22-04)
Epidemiologist (22-05)
Nurse (22-06)
Pharmacist (22-07)
Physician/Surgeon (22-08)
Psychologist (22-09)
Psychiatrist (22-10)
Therapist, including physical, occupational, audiology (22-11)
Optometrist/Optician (22-12)
Veterinarian (22-13)
Other (22-99)

MILITARY
Army – active (23-01)
Army – retired (23-02)
Navy - active (23-03)
Navy – retired (23-04)
Air Force – active (23-05)
Air Force - retired (23-06)
Other (23-99)

PROTECTIVE SERVICES
Law Enforcement (24-01) Fire Fighter (24-02) Private Investigator (24-03) Other (24-99)

REAL ESTATE
Appraisers and Assessors (25-01)
Real estate sales (25-02)
Real estate development (25-03)
Building management (25-04)
Other (25-99)

SCIENCE, MATH AND TECHNOLOGY
Actuary (26-01) Statistician (26-02) Mathematician (26-03) Astronomer (26-04) Biologist (26-05) Chemist (26-06) Geologist (26-07) Hydrologist (26-08) Microbiologist (26-09) Other (26-99)

SERVICE INDUSTRIES
Dry Cleaner (27-01)
Tailor (27-02)
Travel Agent (27-03)
Hotel Management (27-04)
Personal Care provider (Barber, Stylist, etc) (27-05)
Child Care provider (27-06)
Other (27-99)

SOCIAL SCIENCES
Anthropologist (28-01)
Sociologist (28-02)
Historian (28-03)
Political Scientist (28-04)
Librarian (28-05)
Archivist (28-06)
Other (28-99)

TRANSPORTATION
Air (29-01)
Road (29-02)
Railroad (29-03)
Sea (29-04)
Other (29-99)
Other (Please indicate) (99)

EN

ロータリーの未来は
あなたの手の中に

奉仕に向けて42名

会　長
河原　裕典
貨物自動車輸送

副会長
餅田　　実
地域工業団体

副会長
河渕　　雄
電子試験機

幹　事
若山　　誉
社会保険労務士

天野　正昭
理容（理・美容業）

荒井ゆかり
病　院

石川　輝久
県議会議員

江田　憲司
大　学

遠藤　一典
ビル賃貸

大地　哲郎
病　院

大野　富生
調剤薬局

岡部　忠仁
電気工事

岡本　　健
銃器及び火薬

加藤海士郎
保安機器の錠前

加藤　喜夫
歯科医

北原　弘文
保険代理業

小泉　　豊
損害保険

齋藤　好貴
土地賃貸

齊藤　清紀
仏　教

清水　裕之
税理士

下中　英輝
葬祭業

高嶋　淳二
看板広告

髙野　　久
小売業

髙橋　正治
市会議員

竹内　　建
その他サービス産業

田中　孝
不動産賃貸

田畑　勲
証券業

露木　健造
自動車整備

鶴岡　武
非鉄金属製錬

土志田　猛
不動産業

長根　信康
推進工事

西田　靖
配管工及び関連

幹　事
濱田　茂
ホテル

藤津　均
眼科医

前迫　静美
商業銀行

武藤　泰典
送風機製造

村松　勇治
設備工事

森　誠
家具屋内装飾

森　宏
鉄道建設

山下　栄藏
建設機械

代々木和男
建築材料

脇田　幸一
産婦人科医

きっとできるCO_2削減
明日のために　42名
今日もまた…